

## 第5部 休止事業者の施設に関する対応

原災法が適用されない休止事業者の施設に係る事故災害対策については、第3部第1章に準じた対応をとるものとする。また、事象に応じて第3部及び第4部に準じた対応をとるものとする。

### 1 休止事業者

原災法第2条第3号の規定により、主務大臣から原子力事業者から除かれるとの指定を受けた者をいう。

本市においては、立教大学原子力研究所（横須賀市長坂2丁目5番1号）が該当し、平成16年8月に原災法の適用除外（原子炉等規制法の適用のみ）を受けている。

### 2 研究所の管理体制及び行政の検査体制

- ◆国（原子力規制委員会）は、放射線レベルの測定及び放射性廃棄物の保管状況などの調査を実施する。
- ◆市長室は「原子力関係施設の安全確保に関する協定書」に基づき、学校法人立教学院から放射線測定の報告を受ける。